

諮問第 130 号「犯罪被害者等の刑事手続への関与等の在り方」に関する意見書

2026 年 9 月 10 日

被害者と司法を考える会

代表 片山 徒有^{ただあり}

1 基本的な考え方

私は、1997 年に息子を交通事故で失った犯罪被害者遺族です。当初は不起訴処分でしたが自身で目撃者を探すなどの結果起訴に至り加害者は有罪判決を受けました。

2000 年から被害者支援を行い、同時に 2000 年から矯正施設での教育などに係わっており、今では全国の刑務所、少年院で特別改善指導などに関わっています。

犯罪被害者等の尊厳を尊重し、その被害からの回復を支援することが重要である犯罪被害者等基本法の理念について、全面的に賛成しています。

しかし、**犯罪被害者等を支援することと、犯罪被害者等の刑事手続への関与を拡大することとは、分けて考えるべきです。**

刑事裁判は、被害者の心情を表明することを直接の目的とする手続ではありません。刑事裁判の中心的な役割は、犯罪の嫌疑を受けて訴追された者について、適正な手続の下で、その刑事責任の有無を判断することにあります。とりわけ、有罪判決が確定するまで被告人は無罪と推定され、その防御権は十分に保障されなければなりません。

刑事訴訟において、被害者は重要な関係者である一方、被告人・検察官という意味での当事者ではありません。したがって、被害者等の刑事手続への関与を拡大する場合には、被害者支援の必要性だけではなく、

- 刑事裁判の目的
- 被告人の防御権
- 適正手続
- 当事者間の公平
- 裁判の中立性

を併せて考える必要があります。

刑事裁判で有罪が確定した後であれば別ですが現行制度の運用を行う中で私は、諮問第 130 号について、**被害者等の刑事手続への関与をさらに拡大する方向には反対します。**

これは、被害者の声を軽視するためではありません。

むしろ、被害者の回復という重要な課題を刑事裁判に過度に負わせることによって、刑事裁判の性質を変えてしまい、結果として被害者自身に新たな心理的・精神的負担を負わせるおそれがあるからです。

2 「被害者のため」と「刑事裁判への参加」は同じではない

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等の尊厳を重んじ、その置かれている状況や事情に応じ

た支援を行い、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるまで、必要な支援を途切れることなく受けられるようにすることを基本理念としています。

ここで重要なのは、「**犯罪被害者等の視点に立つこと**」と「**刑事裁判における被害者の関与を拡大すること**」とは同じではないということです。

被害者の中には、

「本当のことを知りたい」

「なぜこの事件が起きたのか知りたい」

「加害者が自分のしたことを理解しているのか知りたい」

という人がいます。

一方で、

「裁判に参加したくない」

「加害者の顔を見たくない」

「何も話したくない」

という人もいます。

同じ事件の被害者であっても、必要としている支援や望んでいる関わり方は同じではありません。

また、被害者が抱える疑問の中には、刑事裁判だけでは答えることのできないものも少なくありません。

「なぜ自分の家族が被害に遭ったのか」

「なぜ同じ事件で、亡くなった人と助かった人がいるのか」

「なぜ自分だけがこのような人生を送らなければならないのか」

こうした問いは、刑事責任の有無を判断する刑事裁判の役割を超えるものです。

さらに、被害直後には強い処罰感情を抱いていた人が、時間の経過によって考え方を変えることもあります。反対に、長期間にわたって処罰感情が変わらない人もいます。

したがって、ある時点の被害者の感情を「被害者の意思」として固定し、それを刑事裁判に強く反映させることには慎重であるべきです。

参加しないことも、何も話さないことも、被害者の正当な選択です。

被害者にも多様な考え方があり、同じ事件の被害者遺族でも厳罰を求める人もいれば敢えて求めないことを選択する人もいます。

検察官は捜査資料から刑事裁判の立証に必要な証拠を請求していますが被害者参加人が意見陳述や質問をするための証拠を出すか否かは裁判の進行上も論点が広がりすぎる懸念があり、負担も当然増えます。

被害者参加人が十分な証拠を与えられずに被告人を糾弾することになると法廷は応報感情で満たされ、場合によっては冤罪に至りかねない懸念もあります。

この制度ができた当初から言われて来たことですが、被害者参加人が被告人から反論されて更に傷つくことも実際に数多くありました。

このようなことから基本的に被害者支援の制度は、「参加する制度」ではなく、「参加しなくてもよい制度」でなければならないと考えます。

3 公判前整理手続への被害者等の関与拡大には反対する

公判前整理手続への被害者等の関与を拡大することには反対します。

公判前整理手続は、事件の争点及び証拠を整理し、審理を計画的かつ迅速に進めるための刑事訴訟上の手続です。

この手続に被害者の心情や処罰感情を広く取り入れることになれば、刑事裁判に必要な「争点・証拠の整理」と、被害者の心情表明とが混在するおそれがあります。

とりわけ、有罪・無罪が確定していない段階で、被害者の感情が手続に強く影響することについては、被告人の防御権及び裁判の中立性との関係から慎重な検討が必要です。

被害者が手続に「関与できること」が、そのまま被害者の利益になるとは限りません。

したがって、公判前整理手続については、被害者等の関与をさらに拡大するのではなく、現行制度を基本として慎重に維持すべきです。

4 被害者参加制度の対象犯罪の拡大にも反対する

被害者参加制度の対象犯罪をさらに拡大することにも反対します。

現在の被害者参加制度では、一定の犯罪について、裁判所の決定により、被害者等が「被害者参加人」として刑事裁判に参加することが認められています。被害者参加人は、公判期日に出席し、検察官の訴訟活動について意見を述べることで、一定の情状事項に関する証人尋問をすること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実又は法律の適用について意見を述べることなどができます。

しかし、制度の対象犯罪を拡大するかどうかを考える際には、

「被害者が参加できることは権利なのだから、さらに拡大すべきだ」

という一方向の考え方だけでは不十分です。

被害者参加をする場合、被害者は事件について繰り返し説明し、被告人や弁護人の主張に接し、ときには被告人に質問し、最終的には裁判の結果を受け止めることになります。

それは、支援する弁護士が付いていたとしても、被害者にとって大きな心理的負担となります。

したがって、被害者参加制度を拡大することが、本当に被害者の回復につながるのかについては、慎重な検討が必要です。

私は、被害者参加制度の利用者が被害者等全体に比べて限られていることだけをもって、直ちに「制度が不十分だからだ」と評価することには慎重であるべきだと考えます。

社会の中で被害者が「悲しい、辛い、許せない」といったキーワードで見られ必ず応報感情が刑事裁判で出されることが期待される同調圧力に似た雰囲気懸念を懸念します。被害者参加制度は大きな障壁となっていることを理解した上で被害者参加を選ばない場合でも同等の情報提供・説明がされるべきだと思います。

5 被害者参加制度の拡大より、矯正・更生段階の制度を充実させるべきである

ここで、私が特に提案したいのは、被害者参加制度を刑事裁判の中でさらに拡大するのではなく、既に制度化されている「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」を、被害者支援の重要な柱としてさらに充実させることです。

この制度は令和5年12月1日に開始されました。

刑事施設、少年院等では、被害者等から申出があった場合に、被害に関する心情、被害者等が置かれている状況、受刑者・在院者の生活や行動に対する意見等を聴取し、希望がある場合には、それを受刑者・在院者に伝達することができます。また、聴取した心情等は、矯正処遇や矯正教育にも生かされます。法務省も、本制度について、加害者に被害の実情に向き合わせ、反省や悔悟の情を深めさせることを目的とする制度と説明しています。

さらに、更生保護の段階においても、被害者等から心情等を聴取し、加害者に伝達する仕組みが整備されています。現在の制度では、加害者への伝達を希望しないで、被害者等の心情等だけを聴取するという選択肢も設けられています。

私は、こうした方向こそ、**被害者支援と加害者の改善更生を両立させる制度として発展させるべきだ**と考えます。

刑事裁判では、被告人の刑事責任を判断します。

これに対し、刑の執行、矯正、更生の段階では、加害者が、

「自分は誰に、どのような被害を与えたのか」

「その被害がどれほど重大だったのか」

「自分はその責任をどのように受け止めるのか」

を理解し、反省し、再び犯罪を犯さない方向に進むことが重要になります。

したがって、被害者の心情を刑事裁判の対立構造の中にさらに持ち込むよりも、**矯正・更生の過程において適切に伝え、加害者の改善更生につなげる方が、被害者の心情を制度に生かす方法として適切である**と考えます。

6 被害者に必要なのは、参加の拡大ではなく「知るための制度」の拡充である

被害者のニーズとして、非常に重要なのが、「事件について知りたい」というニーズです。

被害者の中には、裁判で発言したいのではなく、

「何が起きたのか知りたい」

「なぜそのような判断になったのか知りたい」

「加害者は何を話したのか知りたい」

「判決後、加害者はどうなったのか知りたい」

という人がいます。

こうした被害者に必要なのは、刑事裁判への参加権を拡大することだけではありません。

必要な情報を、必要な時期に、分かりやすく説明してもらえる仕組みです。

現在も、検察庁の被害者等通知制度によって、事件の処分結果、刑事裁判の結果、出所時期などについて、一定の範囲で情報提供が行われています。

したがって、今後はこうした制度をさらに充実させ、被害者参加人に限らず、被害者等通知

制度の対象となる被害者等についても、事件の概要、手続の進行、判決、その後の処遇等について、適切な範囲で説明を受ける機会を充実させるべきです。

その際、通常の刑事事件では検察官が、少年保護事件では家庭裁判所の調査官等が、被害者に対して、手続の意味や結果をできる限り分かりやすく説明することが重要です。

これは、被害者を刑事裁判の「当事者」にすることとは違います。

刑事裁判の構造を変えることなく、被害者への情報提供を充実させることは可能です。

7 刑事裁判を「被害者と被告人の対決の場」にしてはならない

私は、被害者の処罰感情や応報感情を否定するものではありません。

犯罪によって人生を大きく変えられた被害者が、「加害者に相応の責任を取ってほしい」と考えることは自然なことです。

しかし、刑事裁判を、被害者と被告人が直接対抗する場へと変えていくことには慎重であるべきです。

被害者参加制度を拡大すれば、被害者自身が被告人の主張や弁護活動に継続的に向き合うことになります。

また、

「被害者なのだから参加すべきだ」

「被害者なのだから厳しい処罰を求めるべきだ」

「被害者なのだから何かを言うべきだ」

という社会的圧力が生じることも懸念されます。

しかし、被害者参加制度を利用しない被害者が、「何もしなかった被害者」と評価される社会になってはいけません。

被害者に必要なのは、「参加しなければならない」という新たな負担ではありません。

参加するか、参加しないかを、自分自身で選択できる自由です。

8 通常の刑事裁判における傍聴環境の整備には、必要な範囲で賛成する

以上のように、私は刑事裁判への被害者等の実質的な関与をさらに拡大することには反対します。

しかし、被害者の安全や心理的負担を軽減するための措置まで否定するものではありません。

例えば、被害者が法廷に直接出向くことに大きな負担がある場合に、ビデオリンク方式を利用して安全な場所から公判に出席・傍聴することや、遮蔽措置によって被告人との心理的・物理的な距離を確保することには、合理性があります。

現行制度においても、被害者参加人の不安や緊張を緩和するため、付添い、遮蔽等の措置が認められています。

ただし、こうした措置は、**被害者の安全と負担軽減のための措置として位置付けるべきであり、刑事裁判への関与権限そのものを拡大することとは区別すべきです。**

そして、傍聴するか、どの方法で傍聴するか、そもそも傍聴しないかについても、被害者自

身が自由に選択できることが重要です。

9 少年保護事件・医療観察事件については、関与拡大に慎重であるべきである

少年保護事件については、成人の刑事裁判とは異なり、少年の健全な育成、人格の成長及び再非行防止を重視する制度であり、非公開を基本としています。

現行制度でも、一定の重大事件については、被害者等の申出により、少年の健全な育成を妨げるおそれがないなどの要件の下で、少年審判の傍聴が認められています。また、審判状況の説明を受ける制度もあります。

したがって、少年審判について、さらにビデオリンク方式による傍聴や代理人による傍聴を拡大することについては、少年審判の目的及び非公開原則との関係を踏まえ、慎重に検討すべきです。

医療観察制度についても、通常の刑事裁判とは異なり、必要な医療を確保し、病状の改善、再発防止及び社会復帰を促進することを目的とする制度です。

同制度では、被害者等に対する審判の傍聴、審判結果の通知、処遇状況に関する情報提供など、既に複数の支援制度が整備されています。

したがって、少年保護事件及び医療観察事件については、傍聴のさらなる拡大を優先するのではなく、医療対象者においては体調を十分に考慮した上で**情報提供、説明、心情等の聴取・伝達など、被害者等のニーズに応える別の方法を充実させることを優先すべきです。**

また医療体制の整備もここで触れておきたいと思います。私は精神医療の建築設計にも従事しており、わが国の精神医療施設の現状にも経験があります。世間で思われているよりも精神医療施設はまだまだ人権的に整わない施設もあり、追い詰められている患者が多いことも指摘されているところです。当事者の回復に寄与する環境をされに整備するよう政府も力を注いで欲しいと思います。

10 今後、充実させるべき制度

以上を踏まえ、私は、被害者参加制度をさらに拡大するのではなく、次の方向で制度を充実させることを提案します。

第一 「参加」だけではなく、「知る」ための制度を充実させる

被害者等が、事件の内容、刑事手続の進行、処分、判決及びその後の処遇について、必要な情報を適切な時期に分かりやすく得られる制度を充実させるべきです。

具体的には被害者参加人には運用で認められている検察官の証拠開示を被害者等通知制度適用者にも認め、丁寧に説明をする運用を制度化することなどです。

第二 「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」を中核的な支援制度の一つとして発展させる
被害者等が希望する場合、その心情等を聴取し、希望に応じて加害者に伝達するとともに、その心情等を矯正処遇・矯正教育・更生保護に生かす制度を、より利用しやすく、より実効的なものにすべきです。

第三 「伝えない」という選択も保障する

被害者が心情を加害者に伝えたくない場合には、伝えなくてよい制度でなければなりません。

加害者と接触したくない場合には、接触しなくてよい制度でなければなりません。

被害者自身が、自分の状態と意思に応じて選択できることを制度の基本とすべきです。

第四 被害者の心情を、刑事裁判よりも矯正・更生の過程に生かす

被害者の心情を、単に処罰感情の表明として終わらせるのではなく、加害者が被害の実情を理解し、自らの責任を引き受け、反省し、更生していくために生かすべきです。

これは、被害者支援と再犯防止を両立させる上でも重要です。

第五 修復的司法等については、刑事裁判への参加拡大とは別の課題として検討する

被害者と加害者との対話や修復的司法については、双方の自由な意思、安全性、心理的な準備、専門家による支援などを十分に保障した上で、将来的な制度化の可能性を検討すべきです。

これは、刑事裁判を「被害者対加害者」の対決の場に変えることとは別の方向です。

11 結論

以上の理由から、私は、諮問第 130 号に示された**犯罪被害者等の刑事手続へのさらなる関与拡大には反対します。**

特に、

1. 公判前整理手続への被害者等の関与拡大
2. 被害者参加制度の対象犯罪の拡大
3. 少年保護事件におけるビデオリンク方式による傍聴・代理人による傍聴の拡大
4. 医療観察事件におけるビデオリンク方式による傍聴・代理人による傍聴の拡大

については、反対します。

一方で、通常の刑事裁判において、被害者の安全と心理的負担を軽減するための傍聴環境の整備や遮蔽等の保護措置については、必要な範囲で賛成します。

そして、被害者参加制度の拡大に代えて、既に法制度として整備されている「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」を、被害者支援と加害者の改善更生をつなぐ重要な制度として、さらに発展させることを提案します。

刑事裁判は、被告人の刑事責任を適正な手続の下で判断する場です。

被害者の回復は、それとは別に、捜査・裁判・矯正・更生保護、そしてその後の生活を通じて支えられるべきです。

被害者が「本当のことを知りたい」と言うなら、知るための制度を充実させる。

「加害者に自分の思いを伝えたい」と言うなら、安全な方法で伝えることができる制度を充実させる。

「加害者に自分の被害を理解してほしい」と言うなら、その心情を矯正・更生の過程に生かす。

そして、「何も言いたくない」「裁判に参加したくない」と言うなら、その意思を尊重する。

私は、これこそが、犯罪被害者等基本法の理念に沿った被害者支援であると考えます。
被害者を刑事裁判の「当事者」にすること自体を目的とするのではなく、被害者一人一人が、自分に必要な支援と、自分自身の関わり方を選択できる制度をつくるべきです。
したがって私は、被害者参加制度のさらなる拡大ではなく、情報提供制度の充実と、矯正・更生段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度を中心とした被害者支援の充実を求め、諮問第 130 号に反対します。